

別紙 1（様式第 1 号関係）

大館市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 第 2 期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、秋田県及び大館市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、第 2 期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び大館市移住支援金交付要綱の規定に基づき、大館市移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 大館市移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、全額返還します。
 - (2) 大館市移住支援金の申請日から 3 年未満に大館市から転出した場合は、全額返還します。
 - (3) 秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に基づく交付決定を取り消された場合は、全額返還します。
 - (4) 大館市移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に大館市から転出した場合は、半額返還します。
- (就業の場合のみ)
- (5) 大館市移住支援金の申請日から 1 年以内に交付要件を満たさず職を辞した場合は、全額返還します。

別紙 2（様式第 1 号 3 各種確認事項関係）

第 2 期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

秋田県及び大館市は、第 2 期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、秋田県及び大館市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。